

訪問アドバイスの活用について

平成24年4月から開始をした訪問アドバイス(適正化通信№44)について、実施をした事業者の方には好評を得ているところですが、まだまだ事業者の方に対して周知が図られていないこともあり、今回改めて、訪問アドバイスの活用についてお知らせをいたします。

1. 訪問アドバイス実施状況

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (9月末現在)
実施事業者数	26	32	12

2. こんな場合には訪問アドバイスの活用をお勧めします

- (1) 管理者の方が急に退職した。
- (2) Gマークを取得した以降、しばらく巡回指導を受けていない。
- (3) 巡回指導時に指摘された事項の改善について、改善方法や実施状況等の確認。
- (4) 泊運行等があり、指示書の作成や、中間点呼等の点呼記録が求められる運行がある。
- (5) 巡回指導時の評価がD・Eの事業所

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821

訪問アドバイス申込書

FAX 027-261-7576

会 社 名		営 業 所 名	
住 所 (訪 問 先)		担 当 者 名	
T E L	— —	○印の日時で 訪問します。	申込書を受理したものに限り、 受付印を押印し、訪問日・訪問時間に○をして、 貴社にFAXします。
F A X	— —		
訪 問 希 望 日	① 平成 年 月 日		
第 2 希 望 日	② 平成 年 月 日		
訪 問 希 望 時 間	① 午前・午後 時 分		受 付 欄
第 2 希 望 時 間	② 午前・午後 時 分		
連 絡 事 項 (ご質問等があれば記入して下さい。)			